

# 令和4年第4回城陽市農業委員会定例総会会議録

1. 開催日時 令和4年4月7日(木) 午後1時30分から午後2時5分まで

2. 開催場所 城陽市役所4階 第2会議室

3. 出席委員 (18人)

委員長  
会長 19番 谷 則男  
委員 1番 北澤 良祐  
2番 服部 茂  
4番 奥村 郁雄  
5番 稲田 正文  
6番 村田 清美  
7番 田村 勝美  
8番 阪部 幸弘  
9番 西村 修  
10番 森澤 明  
11番 上田 國和  
12番 園田 正夫  
13番 中村 安秀  
14番 奥 哲郎  
15番 新井 泉次  
16番 森島 孝司  
18番 木村 正樹  
20番 堀井 吉夫

4. 欠席委員 (2人)

3番 狩野 雅史  
17番 新井 源吾

5. 議事日程

日程第1 会期決定の件

日程第2 会議録署名委員決定の件

日程第3 議案第7号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について

日程第4 議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

日程第5 議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認  
について(利用権貸借)

日程第6 報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について(専決)

日程第7 報告第8号 農地法第5条第1項の規定による届出について(専決)

日程第8 報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について(専決)

農業委員会事務局職員

事務局長 上田 周児

事務局 田畑 徹

事務局 永田 武司

京都府農業会議

現地推進役 今井 久遠

6. 会議の概要

事務局	<p>開会に先立ちまして事務局から報告いたします。 (議席番号 3番 狩野委員、17番 新井源吾委員から欠席届が提出されています。)</p> <p>本日の定例総会の出席委員数は農業委員14名中12名、推進委員6名中6名の出席です。</p> <p>農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、委員の過半数の出席要件を満たしていますので、本会議が成立したことを報告します。</p> <p>それでは、会長、挨拶並びに定例総会議事について、よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>(挨拶)</p>
会長	<p>先ほど事務局から報告がありましたとおり、本日の定例総会は規定により成立致しております。</p> <p>只今より、令和4年第4回農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>なお、お手元の議事日程により進行しますのでよろしく願いします。</p>
会長	<p>日程第1、会期決定の件は、本日1日とします。</p>
会長	<p>日程第2、会議録署名委員決定の件は、会長が指名を行います。</p> <p>ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしとのことなので、18番 木村委員、20番 堀井委員よろしく願いします。</p> <p>なお、両委員に差し支えのある場合は、次の議席の方をお願いいたします。</p>
会長	<p>日程第3、議案第7号、農地法第3条の規定による許可申請に係る許可についてを上程し受付番号4番を事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>受付番号4番について説明します。</p> <p>内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市寺田 ●● ●●、●● ●●、●●</p>

●●です。

権利の種類は3条の無償移転、世帯内移転です。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。農地は適正に管理され、世帯内移転でもあり問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号4番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します

会 長 受付番号5番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号5番について説明します。

内容は議案書のとおりで、譲受人は城陽市中 ●● ●●です。

権利の種類は3条の有償移転となります。

会 長 対象地の所有権移転の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。家族で農地は適正に管理されており問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号5番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により全部効率化要件、農作業常時従事要件、地域調和要件、農地面積を

満たしており、第3条第2項各号には該当しないとして、本件を許可することに決定します。

会 長 日程第4、議案第8号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてを上程し、受付番号3番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号3番について説明いたします。  
土地の所在は、城陽市水主 現況地目は畑 面積201平方メートル 他2筆 計3筆 合計946平方メートルのうち662平方メートル

賃貸人は 城陽市水主 ●● ●●

賃借人は 大阪市北区 ●●●●●●●●●● ●●●●●●●●●● ●●

●●

新名神高速道路工事の工事事務所として利用するためです。一時転用です。  
令和元年5月に一時転用許可、令和3年10月に期間延長を行いました。  
工事期間延長のため一時転用として継続し、期間は令和7年3月31日までを予定しています。

場所は市街化調整区域、農業振興地域、農用地ではありません。  
現況は現場事務所です。西側は田、東側、北側、南側は道路です。  
雨水排水は東側道路側溝へ排水、汚水はタンクに貯めて処理業者で処理します。  
駐車場には碎石敷きし、土砂の流出を防止します。  
隣接農地所有者から同意書が、南部土地改良区から「雑排水は土地改良区管理路へは流さないこと。一時転用後農地に戻すこと」等の意見書が提出されています。  
申請者から一時転用完了後農地に復元する確約書が提出されています。

管理課からは  
・里道に関する工事を行う場合は里道等管理条例による協議、申請を行ってください。  
・水路に関する工事を行う場合は、水路等管理条例による協議をしてください。  
・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。  
・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。

環境課からは  
・現場作業が発生する場合は出来る限り騒音・振動が発生しないよう対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。  
との意見が付されています。  
資料1に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。現地調査委員会において現地を確認しました。事務局説明どおり



資料2に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査委員会を開催しました。現地調査委員会の概要について私から報告いたします。

事務局説明どおりで、場所は●●●●●●北側で、工事期間延長のため一時転用として継続ですので問題ないと考えられます。ご審議をお願い致します。

会 長 只今、事務局及び私から説明及び報告を行いました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号4番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号5番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号6番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号7番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号8番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号9番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。

(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号10番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号11番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号12番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

受付番号13番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本件を承認し知事あてに進達することに決定します。

会 長 日程第5、議案第9号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認、利用権設定についてを上程し、受付番号17番、18番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号17番、18番は同一借受人のため取りまとめて説明します。  
受付番号17番について説明します。  
本案件は令和1年6月1日から令和4年5月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。賃貸借です。  
内容は議案書のとおりです。  
受付番号18番について説明します。  
本案件は平成29年6月1日から令和4年5月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。賃貸借です。  
内容は議案書のとおりです。  
借り手は城陽市寺田 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。担い手であり、幅広く農業経営をされており農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)  
  
質疑がないので、採決に入ります。  
  
受付番号17番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)  
  
全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。  
  
受付番号18番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)  
  
全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 受付番号19番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号19番について説明します。  
本案件は令和1年6月1日から令和4年5月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。  
借り手は城陽市寺田 ●● ●●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。息子とともにいちじく、トマトを中心に農業経営されており農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)  
  
質疑がないので、採決に入ります。



受付番号19番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号20番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号20番について説明します。

本案件は令和1年6月1日から令和4年5月31日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市寺田 ●● ●●●です。

会長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。息子とともに農業をされており農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長

只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号20番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

受付番号21番について事務局から説明します。

本案件は借受人が議席番号●●番の●●委員が借受人となっている案件です。

農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定による議事参与の制限により当該議案の審議開始から終了まで退席し、当該議案終了後に再度入室となります。

委員の退席をお願いします。

(関係委員退席)

会長

それでは、退席が終わりましたので事務局説明をお願いします。

事務局 受付番号 21 番について説明します。  
本案件は令和 2 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日までの期間で設定された利用権  
設定の再設定です。使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。  
借り手は城陽市枇杷庄 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、事務局から報告をお願いします。

事務局 借り手の●● ●●さんについては、枇杷庄地区においてイチジクを中心に耕作さ  
れ農地を適正に管理しておりますのでご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 只今、事務局から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号 21 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願ひます。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満た  
しているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

案件が終わりましたので●●委員の入室をお願いします

受付番号 22 番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号 22 番について説明します。  
利用権設定の新規設定です。使用貸借です。  
内容は議案書のとおりです。  
借り手は城陽市奈島 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。夫婦で農業をされており農地は適正に管理されているので問題な  
いと考えます。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありませんか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号 22 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。  
受付番号 23 番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号 23 番について説明します。

本案件は令和 1 年 6 月 1 日から令和 4 年 5 月 31 日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市寺田 ●● ●です。

会 長

対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員

報告いたします。水稻を幅広く耕作されており農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

会 長

只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。

これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号 23 番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。  
受付番号 24 番について事務局から説明いたします。

事務局

受付番号 24 番について説明します。

本案件は平 29 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの期間で設定された利用権設定の再設定です。使用貸借です。

内容は議案書のとおりです。

借り手は城陽市奈島 ●● ●●です。

会 長 対象地の利用権設定者の適格性等について、●●委員から報告をお願いします。

担当委員 報告いたします。水稻、お茶を中心に家族で農業経営されており農地は適正に管理されているので問題ないと考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局および担当委員から説明及び報告を受けました。  
これより質疑に入ります。質疑はありますか。  
(質疑なし)

質疑がないので、採決に入ります。

受付番号24番を原案通り決定することに、賛成の方は挙手を願います。  
(全員賛成)

全員賛成により、本案件は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているとして、本件を承認し市長あてに進達します。

会 長 日程第6、報告第7号 農地法第3条の3第1項の規定による届出について専決しました。  
受付番号6番から8番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号6番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
相続人は、城陽市奈島 ●● ●●●です。

受付番号7番、8番について説明します。  
内容は議案書のとおりです。  
相続人は、城陽市市辺 ●● ●●●です。

会 長 只今、事務局から説明をしました。  
ご意見・ご質問はございませんか。  
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第6を終了します。

会 長 日程第7、報告第8号 農地法第5条第1項の規定による届出についてを専決しました。  
受付番号2番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号2番について説明いたします。

土地の所在は、城陽市奈島 地目は田 面積104平方メートル 他5筆 計6筆  
合計1,877平方メートルです。

譲渡人は 城陽市市辺 ●● ●●

譲受人は 城陽市寺田 ●●●●●●●●●●●●●●●●●● ●● ●です。

場所は市街化区域です。

露天資材置場および露天駐車場として利用するためです。

業務拡大を見据えて資材置場、駐車場を確保するためです。

雨水は中村川都市下水路に排水します。

環境課からは

- ・現場作業が発生する場合は、可能な限り騒音・振動が発生しないように対策を講じ、苦情の発生を未然に防ぐように努めてください。

管理課からは

- ・市道に関する工事を行う場合は道路法24条による協議をしてください。
- ・都市下水路に関する工事を行う場合は、下水道法及び城陽市都市下水路条例による協議をしてください。
- ・土地利用や雨水の流出による土砂の持ち出しや流出がないよう対応してください。
- ・土地形状の変更をされる場合は隣接地の排水を考慮してください。

都市政策課からは

- ・建築行為が発生する場合は事前に山城北土木事務所及び市都市政策課と協議が必要です。

との意見が付されています。

資料3に位置図等を添付しております。

会 長 本件について、現地調査の概要を●●委員から報告いたします。

担当委員 報告いたします。北側は川、南側は道路で隣接地に農地はなく、各課からの意見どおり進められると考えるので問題はないと考えるのでよろしく願いいたします。

会 長 只今、事務局及び担当委員から説明及び報告を受けました。

ご意見・ご質問はございませんか。

(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第7を終了します。

日程第8、報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知について専決しました。受付番号1番について事務局から説明いたします。

事務局 受付番号1番について説明します。

土地の所在は城陽市奈島

内容は議案書のとおりです。  
解約理由は双方合意による解約です。

会 長 只今、事務局から説明を受けました。  
ご意見・ご質問はございませんか。  
(意見・質問なし)

ご意見・ご質問がないようですので、日程第8を終了します。

会 長 以上を持ちまして、議事日程を全て終了しましたので、第4回定例総会を終了致します。

続きまして、全員協議会を開催いたします。事務局、議事進行等よろしくお願ひ  
します。

城陽市農業委員会会長

会議録署名委員

会議録署名委員